

共同研究者所見

分科会番号(19) 分科会名(学校図書館教育)
共同研究者名 (山口真也)

2006年度の学校図書館教育分科会では、「学校図書館教育をどう進めていくか?」というテーマの下で、八重山高等学校の赤嶺教諭による運営・司会によって、各支部代表者の活動報告とレポート発表にもとづく討議が行われた。以下、各支部による活動報告とレポート発表について、印象に残ったものを中心に所見を述べたい。

南部商業高校の真栄城司書による発表では、詳細な統計資料をもとに、南部支部の各学校における予算や貸出冊数、開館時間、授業での図書館利用、図書館主催の行事、レファレンスサービスの実施状況、収集雑誌タイトル、貸出回数ベスト10など、多岐に渡る詳細な報告がなされた。真栄城氏の報告によると、南部地域では、資料費の保護者負担(PTA費)の廃止が相次いでおり、今後、新聞や雑誌、生徒のリクエスト図書への購入などの購入が難しい状況になることが懸念されているという。こうした問題提起に対して、参加者からは、他の地域でも「同じような状況がある」ことや、「資料費は本来、公費で負担されるべきであり、PTA費に依存するのではなく、県に対して公費の増額を求めていくべきではないか」といった意見が挙げられた。また、PTAの総会に学校司書自身が出席して、高校生活における読書の必要性を訴え、資料費の徴収について保護者の理解を求めた事例があることなどが紹介され、学校教育における司書の役割、専門性が再確認された。しかしながら、近年の県立高校図書館では正規職員の退職後に非正規職員を雇用するケースが増加しており、こうした現状を考えれば、予算確保のための学校・行政側との交渉やPTA総会でのアピールなどは、1年を任期とする非正規職員という立場では極めて難しいという問題も残されてしまう。資料費の確保は、職員問題ともからめて、総合的な視点から考えていかなければならない問題であるという認識に至った。

学校司書の専門性については、授業との連携をどのように行うのか、という観点からも議論された。真栄城氏の発表によると、南部地域の一部の学校では、1年間に240時間を超える図書館利用があると報告されたものの、その実態としては、「教室で自習にするよりも、図書館に任せた方が安心(子どもたちを見ていてくれるので)」、「クーラーがあるから授業しやすい」といった要望によるものも少なくないという。ある参加者は、学校司書の学習支援サービスは、現実には一部の教員にしか理解されておらず、大半は学校図書館を「場所」としてしか捉えていないのではないかと指摘している。これまでの日本の学校図書館は、子どもたちの「健全な教養の育成」を目的とした読書指導面に力を注いできたと言われているが、学校図書館の役割は読書活動に対する支援だけではない。今後は、教職員への図書館オリエンテーションの実施やレファレンスサービスの充実、授業計画の補助やシラバスを通じた授業実態の把握に基づく蔵書の整備、資料展示など、「カリキュラムの展開に寄与する」という役割についても、積極的にその役割を実践していくべきであるだろう。

北部支部からは、北山高校の手登根司書によるレポート「沖縄県内学校図書館における読書活動」が発表された。沖縄県子ども読書活動推進会議の報告と、沖縄県高等学校図書館協議会による『MY BOOK WALK—高校生のための読書のしおり』(平成18年度・no.38)での貸出状況調査をもとにしたレポートであり、①子ども読書推進法の施行や、「子ども読書の日」の制定によって、高校生にとっての読書のイメージが良い方向に変わりつつあること、②それに伴い、貸出冊数が着実に増加し、県が設定している目標冊数にも到達していることが報告された。また、③読書感想文用の課題図書、ファンタジー系・ホラー系の小説、映画やテレビドラマの原作本など、これまで学校図書館で多く利用されてきた資料に加えて、近年では、④『インストール』や『カラフル』など、同世代の主人公が登場する現代文学も多くの高校生に支持されるようになってきており、読書の広がりが見られるということであった。

手登根氏の報告によると、沖縄県の高校生の年間貸出冊数は、「1人平均5.1冊」であり、小中学校図書館での年間平均貸出冊数(138.6冊、38.1冊)と比較するとかなり少ない。こうした状況に対して、参加者からは、行政や管理職側から「貸出冊数の増加を求める動きが出ている」ことや、学校図書館での貸出冊数が「司書の勤務評定の材料」とされていることへの懸念が伝えられた。ただし、高校生にもなれば、生活範囲が広がるため、近隣の公共図書館から本を借りたり、アルバイトの給与で好きな本を購入したり、友だち同士で本を貸し借りすることも多いはずである。また、小中学校まで読書に熱心に取り組んできたはずの子どもたちが、高校に入ったとたんに学校図書館の資料を借りなくなるということは、小中学校での読書指導の背景にかなり強制的な力が働いているのではないかと、という懸念も存在する。そもそも、学校図書館での「読書」というものは個人的な営みであって、貸出冊数によって評価されるべきものではない。また、学校図書館の貸出冊数が少ないからと言って、それが子どもたちの読書状況が低調であることを表しているわけではないし、貸出冊数がその学校での読書活動の質的な評価につながることもおかしな話である。こうした点を考慮すれば、学校司書が果たすべき役割とは、貸出冊数というものが、あくまでもその学校における読書活動の目安に過ぎないということ認識するとともに、数字だけでその学校の図書館活動や読書活動の状況が評価されないように、管理職

や行政側に働きかけていくことなのではないだろうか。

那覇支部からは、陽明高校の高良司書による「朝の読書活動」への取り組みが報告された。朝の読書活動は、参加者が勤務するいくつかの学校でも実施されており、高良氏の報告に続けてそれぞれの取り組みも紹介されたが、生徒たちの中に「小中でやってきたのに、またやるの？」という不満の声があることや、マンガの対応に追われ、教員が「ストレスを感じている」ことなどが報告された一方で、生徒から「なぜ朝読をしないの？」という声が出たことをきっかけに朝の読書活動を開始し、今では、生徒たちが文庫本を日常的にカバンの中に入れて持ち歩くようになったという事例や、朝の読書の導入によって、落ちついた態度で授業に参加できるようになったという事例も報告された。朝の読書活動については、沖縄県の小中学校ではほぼ100%が実施していると伝えられているが、高校では一律に行わなければならない、ということではなく、それぞれの学校の生徒の資質や読書に対する意欲などを十分に精査した上で、要不要を決定するべきであるという結論に至った。

午後の討議では、報告者(山口)による専任司書教諭運動に関する問題提起を土台とした意見交換会が行われた。上述のように、沖縄県の学校図書館では、県立高校も含めて、多くの地域において、正規職員の採用が停止されており、今後の学校図書館の継続的な発展が危ぶまれている。こうした状況において、沖縄県の学校図書館関係者がまず取り組まなければならないことは、学校図書館員1人1人がその専門性を十分に発揮できるような雇用制度を確立することであると思われるが、報告者が2005年8月～10月にかけて、県内学校司書(小中高全て)を対象として実施したアンケート調査の結果によると、今後の望ましい雇用制度について、高校司書の多くが「専任正規学校司書を専任司書教諭へと身分を切り替え、司書教諭が1人で学校図書館を運営」することを理想的な状態であると考えているのに対して、小中学校司書の多くは「専任正規学校司書と専任司書教諭の配置(二職種併置)」が望ましいと考えており、同じ学校司書でありながら、大きな意見の対立が確認される結果となったのである。報告者はこうした対立が生じる原因を探るために、2005年11月から断続的に、小中学校司書を対象とするインタビュー調査を実施してきたが、聞き取り調査を行った学校司書の多くは、①日々の貸出返却業務で手がいっぱいであり、新たに司書教諭として教育的な仕事を担当できる余裕がないこと、②奉仕・整備という役割を果たすことで、司書教諭とは異なる立場から学校司書の専門性は発揮できること、③学校図書館には「学校司書は不要」という流れになれば、公共図書館に戻ればよいという考えを持っていること、つまり、④小中学校司書の中には、もともと公共図書館で働くことを希望して公務員試験を受けた人物が多く、自らの適性や能力を超えてまで、司書教諭として学校図書館で働きたいというモチベーションを持つ司書は少ないことなどが明らかとなっている。

意見交換では、こうした小中学校司書の考えに対して、参加者からの意見を募ったが、①過去の東京都での事例をふまえて考えれば、学校図書館という1つの職場に、学校司書と司書教諭という身分が異なる2職種を併置することは、仕事の奪い合いや身分格差など様々なトラブルを生み出す可能性があることや、②意見の対立の背景に、司書教諭という職種に対するイメージの違いがあること、つまり小中学校では司書教諭の仕事が過大なものとして捉えられているのではないか、という問題が指摘された。しかしながら、参加者の一部からは、司書教諭という職種がどのような仕事を担当するのか、ということが具体的にイメージされていないまま、高校での専任司書教諭運動が進められている部分も否定できないところがあるのではないか、という点も指摘されており、今後、小中学校司書と連携していくためには、司書教諭の職務について、もう一度しっかりと整理していく必要があるとも思われる。また、小中学校司書の中に、「学校図書館に司書は不要というのであれば、公共図書館に戻りたい」という意見があることについては、これまでの各自治体の雇用制度が公共図書館と学校図書館を切り離して司書を採用してこなかったことに原因があるため、「彼らを含めることはできない」としつつも、学校図書館に勤務している正規職員全員が公共図書館に戻りたくても、その枠は限られている上に、多くの自治体において指定管理者制度の導入が検討されている現状では、公共図書館が学校司書の受け皿にはならないという問題も指摘されている。

同じ学校司書でありながら、目指すべき方向が異なっている現状では、今後の学校図書館の望ましい運営方法について、行政や地域、保護者に力強くアピールすることは難しいように思われる。時間の都合もあり、この問題に対する明確な結論は出せなかった点は残念であったが、今後は、労働権に関わる問題という視点も含めて、全県的に議論が深められていくことを期待したい。

研究集会では、この他にも、寄贈本やマンガの取り扱いに関する問題、多読賞のあり方、読書感想文の運営方法、学校図書館と著作権法の関わりなど、様々な観点から、現代の沖縄県の学校図書館が抱える問題が報告、議論された。スペースに限りがあるため、これら全てをここで紹介することはできないが、学校図書館現場での活動を知ることができ、大変有意義な集まりであった。勉強不足な共同研究者ではあるが、来年度もぜひ参加し、現場の声を拝聴する機会を頂きたいと考えている。(2006年11月3日)